

裁判員経験者の意見交換会議事録

- 1 日時 令和2年1月15日（水）午後2時から午後4時まで
- 2 場所 甲府地方裁判所裁判員候補者待合室
- 3 参加者等

裁判員経験者 8名 （着席順に「1番」等と表記）

司会者 横山 泰造（甲府地方裁判所刑事部部総括判事）

裁判官 望月 千広（甲府地方裁判所刑事部判事）

検察官 天田 佑（甲府地方検察庁検事）

弁護士 村松 晃吉

4 議事概要

司会

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。私は、甲府地方裁判所で刑事事件の裁判長を務めております横山と申します。本日は、昨年甲府地裁で行われた裁判員裁判の中で、共犯者がいるとされていた事件の裁判員、あるいは補充裁判員をお務めいただいた皆様方にお越しいただいております。事件に対してどのように臨み、どのように事件の内容を理解し、他の方と議論をして判決宣告まで職務をやり遂げられたか、その過程でどのようなことをお考えになったのかというところを中心に、皆様方の率直な御意見、御感想をお伺いし、今後の裁判員裁判がより良い制度になるように裁判官、検察官、弁護士が勉強させていただくとともに、皆様方の声を山梨県民の皆様方にもお届けして、裁判員裁判の実際のところをお伝えできるような意見交換会を行って参りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

この席には、裁判員等経験者8名の方にお集まりいただいたほか、裁判官、検察官、弁護士がそれぞれ出席しておりますので、簡単に自己紹介していただきたいと思っております。

裁判官

刑事部の裁判官の望月でございます。皆様とは一緒にお仕事をさせていただきましたが、また皆様のお顔を拝見できてとてもうれしく思います。本日は、率直な御意見を頂ければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

検察官

甲府地方検察庁の検事の天田と申します。昨年は、何件か裁判員裁判を経験させていただきました。本日はよろしく願いいたします。

弁護士

山梨県弁護士会の弁護士の村松と申します。昨年は、裁判員裁判を1件経験させていただきました。本日の意見交換会で様々なことを勉強させていただければと思っております。よろしく願いいたします。

司会

それでは、意見交換に入らせていただきます。

まずは、皆様が実際に裁判員等を経験されて、どのような感想をお持ちになったのか、裁判員等としての経験に対する全体的な感想を伺いたいと思います。それぞれの事案の内容を簡単に御説明した上で、御意見を伺おうと思います。

裁判員等の1番、2番、3番の皆様には、同じ事件を担当させていただきました。これは、被告人が共犯者と共謀の上、被害者の居宅に侵入して、被害者に暴行、脅迫を加えた上で居宅内を物色したけれども、現金を発見できずに、その際に被害者にけがを負わせたという住居侵入、強盗致傷事件です。被告人は、この居宅内に侵入した強盗事件の実行役の一人でした。事実自体は争われておらず、量刑が争点でした。公判審理は、論告弁論を除いて法廷での審理に2日間立ち会っていただいて、情状証人を除いて3人の証人を尋問したという事件になります。それでは、1番の方から全体的な御感想を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

1番

まさか自分が裁判員を経験するとは、思いもしませんでした。私の知り合いや

家族にも、実際に裁判員を経験した方はいなくて、私が選ばれたという話をする
と、裁判員って選ばれるの、なんて言われたり、なかなか参加していただけない方
が多いという話も聞いていました。実際に経験してみて、もう二度と裁判員に選
ばれることはないと思いますので、人生の中で本当に貴重な、非常に良い経験
をしたというのが率直な感想です。不安はなかったですけど、自分自身が裁判員
に選ばれるということ自体に驚きを感じました。

2番

私も、最初はまさか自分がと考えていました。物語の中の話だとか、自分に回っ
てくることがない話だと思っていたので、実際にやってみて、本当に貴重な体験
をさせていただいたと思っています。私は、最初はやはり不安でした。全くの素人
で、ふだん法律のことなど全く考えたこともない人間が人を裁けるのか、量刑な
んて決められるのかというのがとても不安だったんですが、実際に参加させてい
ただいて、裁判長や裁判官の皆さんがすごくフォローしてくださいますして、やっ
ていく中でどんどん不安がなくなって、最後にはすごく良い経験ができたという
気持ちだけが残りました。不安はあったんですけども、最終的にはやって良か
ったという気持ちになったというのが全体的な感想です。

司会

その心境の変化について、後で詳しく伺いたいと思います。

3番

私も、裁判員制度というのは知っておりましたけれど、当たることはないだろ
うなと思っていました。でも、当たりたかったです。やってみたいなという気持
ちはすごくありました。ただ、実際に自分が当たってしまったときには、ちょっと戸
惑ったというか、どうしようというような気持ちにはなりました。でも、やる限り
はしっかりやりたいなと思いました。裁判というものは、テレビなどのドラマの
中でしか知りませんでしたので、全部とは言いませんけれども、その過程とい
うものをある程度しっかり理解ができたという気はいたします。そして、二度とこ

ういった経験をするのではないだろうと思うんですけども、本当に良い経験をさせていただいて、人が人を裁くということの難しさというのを本当にまざまざと考えさせられたというのが印象です。裁判員をさせていただいたことには大変感謝をしておりますし、もしまた機会があったらやってみたいと思います。

司会

もうやることはないということについては、裁判員等の候補者名簿は、有権者名簿からくじで選んで作っていますので、確率的には、また当たるという可能性は十分あると思います。

3番

当たりたいです。

司会

ありがとうございます。次に、4番、5番の方に担当していただいた事件は、先ほどの事件の共犯者についてのものということになります。被告人は、住居侵入、強盗致傷の現場には行っておらず、実行役らに被害者の情報を提供したなどとされていた人物です。被告人は、実行犯に対して侵入強盗の計画を伝えて、それを実行するように指示したということを認めていませんでしたので、争点としては、実行役らに対してそのような計画を伝えたり、指示したと認められるのか、つまり実行犯と共謀した、意思の連絡をしたと言えるのか、それから、実際には現場に行っていないのに、正犯として、実行役らと同じ責任を負わなければならないのか、そのようなことについても議論していただいた事件です。公判審理としては、論告弁論を除いて公判審理に3日間立ち会っていただいて、証人も、否認事件ということで、7人の証人の尋問を行いました。では、4番の方から、全体的な感想をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

4番

私の場合は、書類が来たときには、何だかよく分かりませんでした。1回目は返らせていただいたんですけど、次の年にまた書類が来たんです。その時には、私

が裁判員になるなんて全く考えていなかったのですが、びっくりすると同時に、本当にすごく暗い気持ちになりました。でも、どうしても行かなきゃならないなって思って、裁判所に来させていただきました。実際の裁判では、2番の方もおっしゃっていましたが、裁判官の方たちのフォローがすごく良かったです。それで、何となく流れに入れて、自然に務めさせていただいたということ思い出しました。その後の生活でも、報道を見てもいろんなことを考えたりするようになったり、いろんな面で自分自身の生活の中において良い経験だったなと思っています。皆さんが言われるように、裁判員に選ばれて務めたという方が身の回りにいらっしやらないので、今は、自分自身が担当させていただけたということを誇りに思っています。

5番

自分も、皆さんが言っていたとおり、まさか自分が選ばれるとは思っていなかったですし、初めは、自分は法律もそこまで詳しくないですし、量刑を自分たちで決められるのかという不安もありましたが、裁判官の方たちが親切にフォローしたり説明してくださった経過もあって、何とか務め切ることができました。実際の裁判を見たことがなかったので、初めは分からなかったんですけど、どういった流れで進んでいくのかを初めて知ることができ、とても勉強になりました。

司会

次に、6番と7番の方に担当していただいたのは、被告人が3人で、複数の事件がありました。中心となるものは、被告人3人が情報提供役らから得た情報に基づいて実行した住居侵入、強盗致傷の事件です。この他に、自販機荒らしの窃盗の事件や、別の家に入って窃盗をした事件や、侵入窃盗未遂の事件などが付け加わっていた事件ということになります。被告人3人とも事件を起こしたことは認めている自白事件で、争点は量刑でした。公判審理は、論告弁論を除いて法廷での審理に3日間立ち会っていただいて、情状証人を除いては被告人ら3人の各被告人質問がありました。一人の被告人に対して、他の2名の被告人は、その被告人に

としては証人と同じ立場ということになりますので、被告人3人の被告人質問をそれぞれ聞いていただいたということになります。被告人3人について、どのように公平性を保った量刑をするのかなどについても議論をしたと記憶しております。それではまず、6番の方に全体的な感想を伺えればと思います。よろしくお願いいたします。

6番

幸いなことに、身内や知り合いの中で、民事にしろ、刑事にしろ、裁判というものを経験した者がいませんので、裁判でどういったことが行われるのか、何をするのかというのは、本当にテレビドラマで見聞きした程度で、テレビドラマを見ても、ただ勝った、負けたみたいなそんなところを見ていた程度でした。今回、裁判員裁判に参加させていただきまして、気持ちとしては、やはり非常に良い社会勉強になったというのが強いです。今回参加することで、裁判がどういった仕組みで、どういう役割の方がいて、どういった過程でその方の罪というものを判断していくかということを経験することができました。世の中の仕組みとして、裁判というものがあるんだということを実身に感じて、体験することができた経験だったと感じています。

7番

一言で言うと、やっぱりとても良い経験だったと思います。周りに経験者がいなかったもので、経験者として話せるように、また、職場の人たちに対しても、裁判員だからという目で見られないように一生懸命頑張ったと思います。同じ裁判員の仲間の方たちがいた影響も大きかったと思います。皆さんがいたから、前向きと一緒に頑張れたのかなとは思いました。その反面、裁判に対しての分からないこともすごく多く残ってしまって、それがちょっともやっとしたんですけども、それ以上にすごく影響を受けた部分が多く残ったので、広く国民に身近に感じてほしいと思いました。

司会

職場の同僚の方に裁判員だからという目で見られないようにとおっしゃった趣旨について、もう少し伺えますか。

7番

仕事を一緒にやっているのですが、甘えが出てしまわないように、出勤できる日は結構頑張って一生懸命仕事をして、裁判の帰りにも職場に寄って仕事を片付けて帰ったりしました。ただ、それを人が見て、ああ、裁判員って嫌だなんて思われるのも嫌なので、涼しい顔をして、でも頑張っていました。

司会

ありがとうございます。日常生活との折り合いの中での御苦勞について、後ほど詳しく伺いたいと思います。

最後の8番の方の裁判は、これは事件が非常に多くて、しかも中身も重く、非常に御苦勞いただきました。中心となる事件は、被告人が共犯者と共謀して被害者方に侵入し、暴行を加えて強盗をしようとしたものの、警報装置が発報して警備員が駆け付けたために強盗自体は未遂に終わったけれども、結局被害者の方を亡くならせてしまって、駆け付けた警備員にもけがをさせたという住居侵入、強盗致死、強盗致傷の事件、それから共犯者と共謀して古物商に入るために鍵等を強取しようと考えて、店長である被害者宅に入り込んで、帰宅した被害者を待ち伏せし、殺意を持って暴行を加えて被害者を殺害して、鍵等を強盗した住居侵入、強盗殺人の事件、これが中心となる事件ということになります。この二つの事件の他、強盗致傷が2件と建造物侵入、窃盗が2件、建造物侵入、窃盗未遂が2件、それから裁判官だけで区分審理を行った詐欺が1件、これらを最終的に判断していただく事件でした。被告人は、多くの事件で自分が犯人ではないと争っており、事案の中身が重いだけでなく、多くの証拠を見ていただいて、検討していただくという難しい事件だったと思います。公判審理も事件の数と難しさに合わせて長期間にわたり、公判審理だけで17回立ち会っていただいて、証人は延べ21人という数に上りました。そのうち共犯者は延べ9人取り調べました。それでは8番

の方、全体的な感想をお願いいたします。

8 番

全体的な感想としては、結果として「良かったです」というところにおさまるんですけども、皆さんもおっしゃっていたように、裁判員制度って都市伝説的な感じで、自分の周りでも、裁判員に選ばれた方の話を聞いたことがなかったので、実際に自分のところに来て、裁判員制度って本当にあったんだと思いました。ふだんの生活でお会いするような機会がなかなかない、裁判官、検察官や弁護士の方々を間近で見て、裁判で行われることを実際に体験できて、結果として良かったです。

司会

皆様の感想を伺って、全体的には裁判員制度を評価していただいて、良い経験だったと言っていただけの肯定的なお話ばかりだったのですが、一方では、国民全般に対するアンケート結果では、裁判員制度が始まって10年が経ちますが、裁判員というのはできればやりたくないと考えている方の割合が依然として多いという結果が出ております。皆様には、すごく良い経験になったと言っていたきましたが、最初に参加するときには、どのように感じておられたのか、もし嫌だなと感じておられたとしたら、その原因は何だったのか、また、参加前に感じていた嫌だとか不安という気持ちが、実際にやってみたら良かったというふうに切り替わったのだとしたら、それにはどのような要因があったのかを伺いたいと思います。あるいは、やりたかったと思っておられた方には、どういう理由でやりたいとお考えだったのか、実際に参加してみて、想像したとおりにだったのか、その辺りについてお話しいただければと思います。

まず、1番の方から、参加する前の心境がどうして良い経験だという心境に変わったのか、具体的なところを伺えますか。

1 番

参加した経験がなぜ良かったかということですが、裁判所というと、良いイメ

ージというより、やはり事件を裁く場所ということで、事件を起こした被告人がいて、重い雰囲気の中で行われるというイメージでした。私も、裁判所に行く機会はありませんでした。けれど、裁判員に選ばれて、経験した後に裁判員裁判の事件の記事をよく読むようになりまして、裁判に対して身近に感じるようになったということが一番良かったというか、本当に他人事ではなくて、こうやって人が人を裁いているんだということを感じることができたことが一番だったと思います。

2番

裁判所というのは、私にとっても未知の場所で、どういうところか分からない、近寄りづらい場所だったんです。そこから裁判員裁判の候補者になりましたという郵便が届いて、参加する前は、最初は本当に不安だったんです。今まで行ったことがない場所で、やったことのないことをやるというのは本当に誰しも不安になるとは思うんです。会社でも、最初に郵便が届いたときは、裁判所から手紙が来ているけど、何をやったんだなんて茶化されたりもしましたが、行ってきますということで、不安な気持ちでここに来ましたら、私の他にも何人もここに来ていらっしゃいました。抽選で選ばれたときに、なぜか自分の中で腹が決まったんです。不安で不安で仕方なかったけれども、今までやったことのないことができるというのは、逆に言えば幸せなことなんじゃないか、誰しもが経験することじゃない、それこそ先ほど都市伝説なんていう話がありましたけれども、周りで誰もやったことがない、経験したことがないことに参加できるんだから、これは責任を持って務め上げなきゃいけないなど、腹をくくって参加させていただきました。今までは、犯罪とか、裁判というものは、ドラマとか、ニュースとか、ゲームとか、そんな中でしか見たことがなかったものを、実際に目の前で見られるという特別な経験をさせてもらって、うまく言えないんですけど、これはやらなきゃいけないなって、やったことによって自分がまた何か別の見方ができるようになる、犯罪を裁くということだけじゃなく、自分が世の中をまた別の面から見られるんじゃないかなとも考えられるようになって、本当に良い経験をさせてもらえるんだと

いうふうに、徐々に徐々に変わっていったんです。先ほどもお話ししましたが、裁判所の方々が本当に分かりやすく説明してくれましたし、その中で自分の中の不安というものがどんどん消えていきまして、逆に、選ばれたからには最後まで務め上げなくては、という使命感が出てきて、すごく心境の変化がありました。最初はやっぱり不安ですけども、務めることができているというのが、最終的な感想になります。

3 番

私は、先ほども申しましたが、裁判員になれるんだってなってみたくてずっと思っていました。ただ、当たらないだろうと思っていました。そう思っていたところに裁判所から郵便が届いて、何もしていないのにどうして裁判所から呼び出されるのかと思ったんですけど、中を見て、裁判員になれるのかなと思いました。皆さんもおっしゃっているように、やはり不安はあったんですけども、最初の日、裁判長が裁判所の中を見学させてくれまして、法廷を見せていただいたときに、裁判長が、裁判長の椅子に座ってみませんかとおっしゃったんです。裁判員をやりたいという気持ちはもともとあったんですけど、裁判長の椅子に座らせていただいて、私は司法関係者でもないし、弁護士とか裁判官でもないのに、犯罪を犯したら逆の側に立つことはあっても、こちら側の席に座るということは多分一生ないんだろうなと思いました。そして、これは浮ついた気持ちじゃなく、しっかりやらなきゃいけない、人が人を裁く訳ですから、やはり責任を持ってやらなければいけないと思いました。また、私の中では、裁判所に対して暗い、怖いというイメージがすごくありましたが、裁判所に初めて来たときに、裁判所ってこんなに明るいな、裁判長や裁判官、事務の方もみんなすごく優しいんだ、明るいなと思って、考えが一変しました。そこからは、あまり深刻に考えずに、ただやはり裁かなければならないので、浮ついた気持ちではなくて、しっかりしなければいけないなというふうに自分の中で折り合いを付けました。裁判が終わってから、他の方も言うておられましたが、新聞や報道で事件などのニュースを見聞き

するようになったときに、見方が少し変わったかなと思います。ただ単に結果だけを見るのではなくて、どうしてこういう事件が起きてしまったんだろうとか、この加害者はどうしてこういう事件を起こしたんだろうとか、そういう見方をするようになりました。これが裁判員を経験しての一番の私の財産かなというふうに思っております。

司会

裁判所の中を実際見ていただいて、暗い、怖いというそれまでのイメージが明るいもの変わったと言っていただけで良かったです。

4番

私は、人前で話をしたことがあまりなかったので、何をするのかという不安な気持ちで裁判所に来ましたが、裁判所の方々のフォローがすごく良かったです。あっという間に3日が過ぎたという感じで、最後の頃には自然にできました。裁判員を経験した後は、経験したことを周りの方に気楽にお話ししたり、裁判員裁判に選ばれたときには喜んで行ってくるといいね、なんていう話ができるようになりました。今は、経験する前とは自分の気持ちも変わりましたが、周りの方の見る目も違ってきて、生活の中でいろんなことにプラスになっています。

司会

周りの方の見る目が違ってきたというのは、具体的にはどんなことですか。

4番

裁判員の経験を話すと、最初は嫌なことと受け止められた印象があるんですけど、周囲の方にお話しさせていただく中で、やはり自分も選ばれて行ってみたいとか、そういう興味が出てきたとか、周囲の方がそんな感じに変わってきました。

司会

周囲の方にそのようにお話をさせていただいて、ありがとうございます。

5番

裁判というのは、自分の中では身近な存在ではない、遠い領域という印象で、選ばれたときにはやっぱり不安でした。実際にやってみて、裁判官の方たちがいろいろとフォローしてくれて、裁判や裁判所というところが身近な存在にちょっと近づいたかなと思っています。そんなことが、やって良かったという感想につながったんじゃないかなと思います。

6 番

参加する前の心境は、やはり不安でした。仕事や生活を犠牲にしてまでやることなのかというところと、実際に裁判員をやることによって誰かに恨まれたり、自分や家族に危害が及ぶのではないかというようなことで、やはり不安な気持ちはありました。ただ、どのぐらいの確率で裁判員に選ばれるのかということに非常に興味があって、どちらかというとその確認をしたくて初日は抽選に来てみました。そうすると、たくさんの方がいて、そこから6人とか、8人が裁判員に選ばれるということだったんですけれども、その中からまさか自分が選ばれるとは全く考えていなくて、本当にそこまでは非常に他人事だったんです。いざ実際に自分の番号が呼ばれて、裁判員に選ばれて以降は、本当に裁判員になっちゃったという不安というものがどんどん大きくなって行って、不安な気持ちで裁判に参加することになりました。ただ、結果的には、先ほど申したとおり、やって良かったという感想には変わりはありません。

司会

やって良かったと心境が変わったことについて、何か具体的なきっかけはあったんでしょうか。

6 番

裁判がどういうものかということを知ることによって、今まで、裁判って何となく怖いものというか、どんなことをするのかとか、そんな不安だらけで、裁判所や裁判に対しては恐れというような意識があったんですけれども、裁判員を経験したことで、裁判を身近に考え、感じることもできるようになりましたし、そ

ういった意味で良かったということになります。

7番

参加する前の心境は、正直言って嫌だというよりは、知識がないのにできるかなという不安が大きかったのと、あと、仕事は大丈夫か、裁判員の私を職場はどう思うのかなということも不安に思いました。あと、よくテレビやニュースなどでも聞くんですけど、亡くなった方の写真などを見て心がちょっと落ち込んでしまったとか、そういうことも聞いていたので、それは見たくないなという気持ちはありました。ただ、経験としては良かったなとは思いますが、淡々とやればいいのかという思いで臨んだと思います。

8番

最初に来た通知を見て、どちらでもいいかなというふうに思っていました。理由としては、よく分からなかったからというのがありまして、どうしてもやりたいという訳でもなく、絶対に嫌だという訳でもなかったので、選ばれたら選ばれたで、と思っていました。ただ、選ばれたときに、実際に事件を起こした方を直接見るんだということを痛感したというか、テレビとかだったらいいんですけども、ふだんは直接見る機会がないので、何かちょっと嫌だなという気持ちは感じました。

司会

実際に法廷で、共犯者とされている人とか、被告人を直接御覧になって、想像していたことと違うところはありませんか。

8番

ただただ怖いことをした人というイメージしかなかったのですが、実際に見たら、意外とおさまりました。

司会

では、次の話題に移ります。裁判員等を実際に経験して、良かった点についてはお話いただきましたが、逆に、良くなかったところを率直に伺いたいと思いま

す。7番の方は、裁判員を経験された後、裁判に関してもやもやしたものが残ったというお話もしていただきましたので、裁判員を経験してこういうところは何か心残りというか、ちょっと満足できていないところが残っているというところがあれば、お話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

7番

何しろ分からないことが多過ぎて、もっと深く知りたいと思ったことは事実で、他の裁判のニュースを見ても、これはどういうことなんだろうとか、そういう目で見えてしまうことがよくあるんです。ただ、インターネットで調べるといっても、それが本当か分からないし、何かそういう疑問を持った目で見えるようになってしまったんです。なので、あまり気持ちよく見られなくなっちゃったと言うか、普通に流して見られない感じになってしまって、これはどうなんだろう、ああなんだろうかって考えることが多くなってしまったんです。

司会

法廷で取り調べた証拠だけでは、分からないところがまだ若干残っているんじゃないかと、そういうお気持ちでしょうか。

7番

そうです。あと、流れもそうですし、裁判自体のことをもっと深く知りたいと思ったんですけども、公平性ということも全然よく分からなくなっちゃったんです。だから、いまだに何かよく分からないままで、多分、私はもう裁判員はやらないと思います。

司会

証拠の限界というのは、評議や休憩の際にもお話ししたかも知れませんが、裁判所というのは、基本的には受け身の立場なので、当事者、検察官、弁護人が出している証拠に基づいて判断するという仕組みになっています。独自に情報を得るということは許されていませんし、また、裁判所から、ここが足りないから、もっとこういうところを調べろというのも原則としてはやりません。ですので、解

明しようと思っても解明し切れないうところが残ってしまうということは、どうしても裁判の限界としてある訳です。逆に、証拠でどこまで認められるのかということのを慎重に考えていくということは、証拠の限界があるからできることなのかも知れませんが。実際に裁判員を経験され、もやもやとしたところが残ったということで、他の報道されている犯罪でも、実際はそういうところがあるんじゃないかとお考えになるようになったと、そういうことでしょうか。

7番

はい。

司会

他の方で、裁判員を経験して、こういう良くなかったところがあったという方はいらっしゃいませんか。

2番

良くなかったという点と言いますか、裁判員として法廷で前に座っていますよね。名前を伏せて番号で呼ばれていても、やっぱり被告人の方と顔を合わせる訳じゃないですか。先ほどもどなたかがおっしゃっていたと思うんですけど、いざ被告人が出てきて、町ですれ違ったときに、あの野郎というふうに逆恨みをされたりとか、そういうことがあるんじゃないかという不安はありました。ただ、実際にはそんなことはないのかも知れないですし、万が一ということかも知れませんが、ちょっと怖いというところはありました。でも、それも、そういうものなのかなとも思っています。

司会

裁判官は、職務ですから、覚悟をしてやっていますけれども、裁判員の方は抽選で選ばれているのに、無罪は推定されているけれども犯罪をしたと言われている人に対面するというのは、不安があるというのは心情としてはよく理解できると思いますが、逆に、裁かれるほうの立場からすれば、何か覆面を被った人たちに裁かれるとしたら、そんな裁判は受けたくないと思えるのではないかと思います。

裁判を受ける側のそういったことも考える必要はあるんですけども、裁判所としては、裁判員の個人情報やプライバシーが絶対に外に漏れないように配慮させていただいて、御懸念のようなことは裁判中も裁判後もないようにと考えています。

6番

良くなかったという意味ではなくて、こうだったら良かったという点なんです。冒頭で全体の流れを説明していただいて、日程と、明日何時に来てくださいという形でスタートして、いろいろお話を伺いながらではありましたけれども、いきなり始まっちゃって、何か頭が真っ白になっちゃったような感じでした。流れをあまり理解しないまま本番に臨んでしまって、後から、あそこでやったことはこういうことだったんだと理解することもありました。その時々で、何となくもやもやとしたんですが、そのまま流れで過ぎてしまったようなところもあって、やはり、全体の流れとか、ここで何をするのか、ここで何が行われるのかというところをもうちょっと理解した上で参加できていたら、もうちょっと違った視点で見られたのかなとか、もうちょっと違う意見になったんじゃないのかなというところがありました。今になってですけども、本番が始まる前に、全体の流れというものが理解できるような形だったら良かったなという思いはありました。

司会

審理の話になると思いますが、どのように手続や日程が進んでいくのかという裁判所からの説明がまだ十分じゃないとか、証拠調べの冒頭でどのような証拠調べが行われるのかということについての説明も、もうちょっと全体像が分かるようなものと理解が助かると、そのようなことでしょうか。

6番

そうですね。

司会

それでは次に、家庭や職場等の日常生活との折り合いをどう付けたか、苦労し

たところはどのようなところか、7番の方からは先ほどお話をいただきましたけれども、8番の方はいかがですか。日常生活との折り合いで、苦勞したところはございましたでしょうか。あるいは、裁判所がこういうことをしてくれれば、もっと折り合いが付けられたというようなところはありますか。

8番

選ばれる前に、事前に日程表を頂いていたので、こんな日程で行われるかもしれないということは職場には伝えていたので、仕事面では、職場も理解があって、配慮してもらいました。裁判所に来ている日、裁判所に来ていない日は会社で仕事をしている日、というように、常に朝起きてどこかに行ってというサイクルで、行き先が裁判所か会社かの違いだけだったというところでは、すごく大変だったかという、大変ではありませんでした。シフトで動いている仕事で、ふだんは夜勤もやっているの、ある意味ちゃんとした日常生活が送れたというか、朝起きて夕方戻るといった日常が送れたので、逆にちょっと健康的になれたという面もあるかもしれません。シフトの面でも、会社が考慮してくれたので、特に苦勞した点はありませんでした。

司会

8番の方には、特に長期間の審理をお務めいただきましたが、1週間のうちに裁判所に来ていただかない日を設けるようにしていましたけれども、日程について問題はありましたか。

8番

シフトで動いている仕事なので、今日は裁判所、明日は会社、という形で行ったり来たりのリズムだと、ちょっと疲れてしまうということもあったので、裁判所に2日とか3日連続で来るというような日程にさせていただいたほうが、自分的には気持ちの切り替えができたり、裁判にも仕事にもどちらにも曖昧な感じに対応しなくて済んだかなというのはありました。

司会

7番の方は、先ほどのお話に加えて、日常生活との折り合いの付け方で苦労したところ、こうしてもらったら助かったとか、何かお話ししていただけることがあればお願いいたします。

7番

私の職場では、ラッキーなことに、有給休暇ではなく、特別休暇で、ただ休んで有給休暇の日数も減らないような休暇を頂けて有り難かったのと、上司も周りの人たちも行っておいでという感じでしたので、それに応えるべく、私は仕事を頑張ったかなという気もします。あと、裁判員になるって大変、という感じに見えないように、愚痴をこぼすとか、嫌だなということは極力言わないようにしましたし、淡々とするようにしていました。職場の厚意に甘えていたんですけども、こちらにも、帰りに必ず職場に寄って、仕事をして帰ったり、やるべきことはちゃんとやれたので、職場との折り合いはうまくできたかなと思いました。

司会

かえって御苦勞を掛けたんじゃないかと心苦しいですけども、ありがとうございます。審理の日程の組み方には問題はなかったですか。

7番

そうですね。あまり間が空くよりは良かったと思います。

6番

苦勞という意味では、私も会社の理解がありましたので、事前に、選ばれた際にはこういう日程で裁判所に行かなければならないということは連絡していたので、会社に行くか、裁判所に行くかの違いで済みましたから、そのところは特に問題はありませんでした。

司会

審理の日程は、問題はなかったですか。

6番

そうですね。合間合間に会社に行くよりは、集中してやっていただけて良かった。

たと思います。会社の方でも、そのほうが調整しやすいということはあったようです。

5 番

自分の勤めている会社も理解があって、事前に日程などが分かっていたので、会社に伝えて、休むときにも理解していただけたので、特に苦勞した点はなかったです。

司会

審理の日程も、特に問題はなかったですか。

5 番

そうですね。大丈夫でした。

4 番

私は主婦なので、主人が協力してくれれば何事ありません。主人は、定年退職しているのですが、裁判員のときはタイミング良く仕事が入ってくれて、一緒に朝食を取って、そのまま私も仕事に行くような感じで務めさせていただきました。

3 番

私は、問題がなかったかと言われれば、ないと答えたいところなんですけれども、私の職場は、人を相手にする仕事なんです。自分だけでできる仕事ではなくて、相手がいるということで、審理が始まる前の日が休みでしたので、その日に4日分の私の仕事相手と言うか、そちらに渡す課題といったものを全て作って、職場に預けてきました。ですから、審理日程は水、木、金と月の4日間でしたけれども、これが10日とか2週間になったら、とてもできなかつたかなと、多分仕事によっては無理が生じるような仕事もあるのではないかなと思いました。私も、せいぜい1週間くらいであればできますけれども、それ以上になってしまうと難しいと思います。職場では、上司も含め周りには裁判員経験者はいませんので、裁判員のときも、すんなりといいよ、行っておいでって、今日の意見交換会にも行っておいでとは言ってくれましたけれども、今日の午後からの仕事相手に渡す資料を

作って置いてきました。そういったところで、自分自身がいろんなことで無理はしたかなという気はします。

司会

お仕事に関して御迷惑をお掛けしないためには、選任から実際に審理が始まるまでもうちょっと時間的に余裕があつて、ちゃんと段取りが付けられると余裕があるし、全体の審理日程も、短くできるものだったら短い方がいいと、そのようなことでしょうか。

3番

そうですね。

2番

私も3番の方と同じで、対人の仕事が主なんです。けれども、勤務先には、本当に良く理解していただきました。特に社長は、裁判員なんてめったにできない仕事は人間を大きくするから是非行ってこいと、そう言ってくれる会社なんです。だから、裁判員に選ばれたときに、会社に連絡を入れまして、選ばれました、今からどういう流れでやるか説明を受けてきますと言ったら、是非やってこい、仕事は引き受けるから、とにかくめったにできない貴重な経験だから、人間を大きくするために行つてこいと、そう言つていただけました。理解していただける会社だったので、私は助かりましたけれども、いろいろと犠牲にするものもやっぱりあるんじゃないかなとは思いました。理解のある会社であればいいかなとは思いますが、難しいところもあるのではないかと、やはりどこか自分の仕事を犠牲にしなきゃならない面もあるのは確かかなとは思っています。

司会

そういった点について、裁判所が何かこういうことをしてくれたら助かるとか、そういうことはございませんか。

2番

直接裁判所から会社の方に連絡を入れていただくことは恐らく難しいと思いま

すので、例えば書面で、こういう日程で、何時から何時までだとか、万が一審理が延びる場合には大体このぐらいの余裕を持たせてくださいとか、そういった分かりやすいものをいただければ、それを会社に提出して、会社の方で理解していただきやすいと思います。

司会

それは、裁判員に選任された後にお渡しすることでも大丈夫ですか。

2番

そうですね。選任された後に、先ほどの方が言われたように、少し日程に余裕を持たせていただいて、仕事の調整ができる時間を頂いて、そのような書面を会社に提出して、流れなどを説明できれば、より分かりやすいのではないかと思います。

1番

私は主婦ですので、仕事をされている皆さんと違って、できれば、審理が連続するよりも、1日置きとか、そういった日程にさせていただいた方が、家のことができるかなと思いました。それと、私は遠方からでしたので、電車がうまく接続しなくて、朝早くて夜遅いというような形で丸々1日潰れてしまいました。仕事をしていない主婦の方や、お子さんがいる方は、できれば飛び石のような日程の方が、出席しやすいんじゃないかなと思いました。

司会

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

それでは次に、審理、評議の話に入ります。公判で実際に行った証拠調べなどは分かりやすいものだったか、それから、皆様の事件は、共犯がいるとされている事件でしたから、一緒に犯罪をしたと言われている人たちが複数出てきた訳ですが、その点も含めて事件の理解の仕方などに難しいところがあったか、難しいところは、こういうことがあったからよく分かるようになりましたとか、そのようなことについてお聞きしたいと思います。公判審理について、8番の方の事件は、たく

さんありましたので、大変だったと思いますが。

8番

何々メモというのを頂いて、それを見ながらでしたので、分からないながらも分かりやすかったかなという感想です。もっと分かりやすいものがあるのか、むしろもっと分かりにくいものなのかが比較できないので、メモを頂いて、このようなメモがあるから、逆に分かりやすいということが分かったのかなという気がします。

司会

被告人と共犯者の関係というのは、事件の審理を進めている最初の辺りで、ある程度頭に入りましたか。それとも証人尋問や被告人質問が終わってから、やっと分かったという感じでしたか。

8番

そのときは話を聞くのが精一杯でしたが、いろんな事件の共犯の方がたくさんいて、例えば共犯者は3人なのに、一人はどうして来ていないのと疑問に思ったり、来ていない人の話もやっぱり聞きたいなどは後から思いました。特に、被告人の方が、私は知りませんと主張されていたので、共犯の方が被告人と一緒にしたと言っている、そこは主張が違うから、もう一人、もう二人、できれば事件に関わった人全員の話が聞けたら、もうちょっと分かりやすかったかなというの思いました。

司会

先ほど7番の方が言われたような、法廷へ出てきている証拠の限界と、本当のことはどうなのかを知りたい気持ちとのバランスの問題と申しますか、共犯者がいて、争われている事件ですと、難しいところもあったのでしょうか。

7番の方は、法廷での証拠調べについての御感想とか、共犯事件ならではの難しさなどについては、いかがでしたか。

7番

公判が始まって、最初のうちは勝手が分からなくて、どうしたらいいか分からなかったんですけども、隣の席が裁判官で、すごく詳細にメモを取っておられたので、見よう見まねでメモを取り始めました。私は、共犯者3人の名前でメモを取っていたんですけども、隣の裁判官は、3人をペンの色で分けていたんです。私たちの手元には、シャープペンシルと赤いペンしかなかったもので、他にも青と緑ぐらいの別の色のペンもあればいいなというのは感じました。

6番

メモの話がありましたけれど、私も最初はただ話を聞いていて、メモは全然取らなかったんです。評議室に戻ってきて話をしたときに、皆さんがメモを取っていて、ああだった、こうだったと話をされているのを聞いて、メモを取っておけば良かったと思いました。そんなこともあって、もやもやしてしまったこともあるかも知れないんですが、気になるところはメモを取ったり、頂いた資料に書き込んだりすれば良かったなということは思いました。そのようなアドバイスもいただけたらと思います。

司会

裁判官もメモを取っていますし、証人尋問は録画していますので、もし確認したい点が出てくれば録画を確認することもできるので、メモを取っていただかなくても大丈夫だという御説明を差し上げたと記憶していますが、やはり、聞いているだけだと不安になってしまいますか。

6番

聞いているだけですと、次から次へと新しい情報が入ってくるので、3人いて、次々にこの人はこうだった、この人はこうだった、この人はこうだったというようになって、もう頭が一杯になってしまっただけで付いて行けなくなってしまうということはありました。やっぱり、メモは大事だと思います。

司会

共犯事件だと、事実の一つのはずなのに、複数の人が言っていることが必ずし

も合致しないので、それぞれがどういうことを言っているのかをある程度把握しておかないと混乱することもあるのでしょうか。参考にさせていただきます。

5番

書類などを適宜配ってくださって、基本的には分かりやすい内容ではあったんですけど、どうしても次から次へと新しい情報が頭に入ってきますので、それを頭の中で整理するのが、自分の中では結構大変だったかなという感じです。

司会

やはり、ある程度証拠調べが進んでこないと、内容を理解することは難しいですか。

5番

そうですね。いろいろな情報の整理が追い付かなくなるので、結構難しかったです。

4番

私の場合も、資料を最初に渡していただいて、あとは皆さんと一緒に話を聞かせていただいていたので、納得とまでは行かないまでも、何か付いて行けている気がしていました。

3番

私は、極力メモを取らせていただきました。ただ、やっぱり追い付けませんでした。メモを取ることはとても大変で、裁判官や検察官、弁護士の皆さんは慣れていらっしゃるので、恐らく要点を捉えてメモを取れると思うんですが、私たちは、言われたことを本当にそのまま書こうとするので、飛ばしてしまったりもしましたが、後から別の裁判員の方が取っていたメモなどでフォローし合いながらやっていけたかなとは思いますが。あと、やはり共犯がいますので、本当のことを誰が言っているんだろう、真実って何だろうということが分かりませんでした。それぞれの言う事が違っていると、誰が本当のことを言っているんだろうということがなかなか分からなかったので、裁判員の皆さんと話をしたり、裁判長や裁判官の助

言をいただいて、そういったものを道標にしながら、これが真実なんじゃないかなと、皆で意見を言い合って、そして良い方向に導いていったというふうに私は思っております。実際にそれが本当の真実かどうかは分かりません。私たちもその場にいた訳ではないし、全員が嘘を言っているかも知れないし、真実は分かりませんが。

2番

私も、できるだけ最初からメモを取るようにはしました。ただ、先ほど3番の方が言われたように、全部のメモを取ることができる訳ではないので、抜け落ちる部分があるのは仕方がないことなんです。それを皆さんで話し合うときに、こういうことは言っていたな、ああいうことは言っていたな、でもこれは違うかな、こうかな、でもこっちのほうが正しいんじゃないかなとか、いろんなことを考えられるので、メモは役に立ちました。公判中は、審理が理解できるように、自分の中で解釈していましたけれども、いろんなことが書かれている資料が提出されて、それを読み取りながら自分の中で構築しながらやっていくには、もうちょっと時間があれば分かりやすかったのではないかと、自分の中でも整理ができたかなと思いました。あと、審理の中で、裁判員から質問ができたところがあったと思うんですけども、質問をまとめる時間も短かったのもうちょっと質問をまとめる時間が長ければ、もっと的確な質問ができたんじゃないかとは思っています。

司会

裁判員として直接質問する内容を考える時間ということですか。

2番

そうです。

司会

メモを熱心に取りたくなられたのは、共犯事件だったことも影響していますか。

2番

そうですね。この方はこう言っている、でもこの方はちょっと違うことを言っ

ている、でもこっちの方とこっちの方は同じことを言っている、でも誰が本当のことを言っているんだろうというのが分からないものですから、逐一メモを取って行かないと、照らし合わせたときに、やっぱり自分の中でもまとめられないと思うんです。だから、整理する中で、メモを取るというのは大切かなと思ったりはしました。

司会

裁判官としては、我々が判断するのは目の前にいる被告人をどうするかということであり、それに関連することに集中するところもあるんですが、裁判員の皆さんは、それを越えた実態に非常に注目されて、そうなると、共犯の事件ではいろんな人がいろんなことを言っているということで、いろいろ情報を知らなきゃいけないというような心境になられるんでしょうか。今後の参考にさせていただきます。

1 番

私も、用紙が足りなくなるぐらいメモを取ったんですけど、皆さんがおっしゃるように、しゃべっている先からメモに書いてしまって、要点をまとめていないので、評議での他の裁判員の方の発言から、抜け落ちてしまっていることが分かったこともありました。やはり共犯がいましたので、証拠が取れていないことに関しては、3人がそれぞれ自分の都合のいいように話をしているんだなと思いました。何が真実なのかということは、分からなかったと思います。

司会

関係している人が言っていることが食い違っていると、何が本当なのかというふうに疑問に思われることは、よく分かります。ただ、被告人に対してどうするかを決めるに当たっては、分からないことは被告人に有利になるというルールもあるので、そういったことも加味していただいたらいいんじゃないかと思います。今後どのようにやっていったらいいか、皆様方のお話も参考にさせていただいて、勉強させていただきたいと思います。

次に、具体的な証拠調べでの証拠の示し方や証人尋問の仕方で、検察官や弁護人の訴訟活動についての御意見はいかがでしょう。訴訟活動は分かりやすかったですか。

8番

全てにおいてですが、初めての経験なので、どういうものが良いものかということが分からないので、こういう感じなんだ、というのが感想です。とても良かったですとか、とてもだめだったと思いますという感想は特になくて、次から次へといろんな証拠が示されたり、証人の話を聞いても、追いついていけないというか、皆さんもおっしゃっていますが、やはり情報がとにかく多過ぎて頭の整理が追いつかないというのがあって、特に良かったですというのもないけれど、逆に特に悪かったですというのも感想としては特にはないです。

司会

8番の方は、特に事件も多かったので大変だったと思うんですけども、実際に法廷でスライドなどで示された証拠が何を証明しようとしている証拠なのか首をひねるようなものがあったり、あるいは尋問で何を聞いているのか意味が分からないとか、そのようなことは特にはなかったですか。

8番

ありました。証拠品のガムテープと、証拠品を見つけた人の証言で、すごく時間を掛けて話をされていたのですが、結局最終的にあれは何だったんだろうと、もやもやしたのがありました。多分、同じ裁判員の方の中でも、何だかよく分からなかったのではないかというのは感じました。

司会

検察官や弁護人の尋問の仕方や証拠の示し方についての御感想はいかがでしょうか。

7番

個人的な感想なんですけれど、検察官の方、弁護人の方には、やっぱり個人

差があるなと思いました。上手，下手という問題なのかどうかは，それはちょっと他を見たことがないから分かりませんが，個人差として，分かりやすい方と分かりにくい方，あと，読むときに詰まっちゃう方は，すごく気になりました。

司会

7番の方は，弁護士だけでも6人の方の尋問を御覧になったのですね。分かりにくかったというのは，何か一つその要因を挙げるとしたら何ですか。

7番

書面を読むのに詰まってしまって，スムーズに読めない方がいたという印象があります。下読みをしないのかなと思いました。だから，やっぱり個人差なのかなという印象があります。

6番

私も7番の方と同じようなことですが，話し方もそうですけれど，声の大きさや話すスピードでも個人差を感じました。頂いた資料もやはり人それぞれで，A3で5種類ぐらいきれいにまとめて，人間関係の相関図のようなものまで書かれたものもあれば，A4の本当にごく簡単なものが出されたりもしました。私がカラーの資料を見たときに，すごいと感想を述べたら，裁判官の皆さんは，いや，これはやり過ぎですっておっしゃいましたが，そういったところからも，何か感覚的に差を付けてしまう，影響を受ける部分はあるかなと思いました。

司会

弁護士の方は，弁護士会で弁論要旨や冒頭陳述の作り方というのは研修をなさっているのでしょうか。

弁護士

そうですね。弁護士会でも，裁判員裁判の事件の振り返りのような形式で研修をすることはあるのですが，例えば私が昨年担当した裁判員裁判は1件ですし，裁判員裁判を担当する機会が少ない弁護士もいるので，そういった意味で，どう

しても差は出てしまうのかなとは感じます。

司会

検察官は、組織で準備されているし、上司の方の決裁もあるので、工夫をされる機会があるということでしょうか。

検察官

そうですね。上司の決裁もちろんありますし、その他にも、あまり裁判に詳しくない若手の事務官などにも聞いてもらって、分かりやすいかどうかというような研修なども行っていますので、そういう形でお持ちしている資料ということになりますね。

司会

評議の場面では、裁判官からは、裁判員の方々に、資料の見た目ではなく中身を吟味してくださいと申していますので、形式的なところで何か差が付くことはないとは思いますが、分かりにくいと、訴訟活動としてどうなのかという感想が裁判員の方から出てくる場合もあるということですかね。法廷に出されている証拠や、証人尋問では、分からないところは特にはなかったですか。

4番

私も、これまでにこのような場面で立ち会わせていただいたということがなかったのですが、よく理解できなかつた部分もあります。でも、理解して聞かせていただいたように思っています。

3番

検察官の方は、本当に理路整然としていて、聞きやすかったです。個人的な感想になりますが、私たちの裁判の弁護人は、女性の方と男性の方だったんですが、女性の方の初日のパフォーマンスがすごくて、私はそれに見とれてしまって、何を言っているかよく分からなかったというのが第一印象でした。ぴしっとしたスーツで身を固めているんですけど、ちょっとミニスカートで、ちょっとヒールの高い靴を履いて、この人が弁護士なのというような印象で、そっちの方に見とれ

てしまって、内容の方はあまり入ってこなかったという気がします。モニターや資料は、きちんと作成してくださっていて、それを見ることで言葉だけではなくてよく理解できましたので、資料は、審理をするに当たって私にはすごく良かったということは思いました。

司会

ありがとうございます。1番、2番の方は、3番の方と同じ事件を経験されていますけれども、訴訟活動についてはいかがですか。

2番

全く3番の方の言われたとおりで、検察の方は本当に淡々と要点を押さえてやっておられたんですけれど、弁護人の方たちは、ドラマを目の前で見ているような感じで、本当にドラマのワンシーンが目の前に出ているような、情に訴えてくるような感じというのが主に受けた印象でした。頂いた資料でも、検察官の方は要点を幾つも細かく書いてくださっているんですけど、弁護側の方は、簡単にといいか、ぱっぱっとまとめてくださっているんです。だから、弁護側の資料では、読み解かなくても、見ればこういうことを言いたいんだなというのが分かりました。受けた印象としては、ドラマみたい、何かすごいなという印象は本当に受けました。内容は、頭に入って来てはいたと思います。

1番

私も、検察官の方の資料は分かりやすく、法律を知らない私にも非常に分かりやすかったです。弁護士の方については、先ほど女性の方の話は出ましたけれども、私としては、もう一人の男性の方の、被害者の方の供述の際の「異議あり」という声が非常に大きくて、被害者の方が萎縮されてしまうのではないかと心配しました。

司会

異議があるというのは裁判官に対して言っていることで、大きな声で言わないと手続が止められないので、別にそれは被害者をいじめたりとか、そういう趣旨

は全くないと思うのですが、初めて見られたので、驚いてしまわれたということでしょうかね。

1 番

はい。

司会

ありがとうございます。検察官や弁護士の方から、訴訟活動について、裁判員の方に感想など聞いてみたいことはございますか。

弁護士

ここまでお話を伺ってきて、こういうところが足りないというお話や、すごいパフォーマンスがあった、ただあまり内容が入ってこなかった、というようなお話もあったんですけども、裁判員の皆様の中で、例えば、弁護士が行っている活動で肯定的に捉えられたものが具体的にあれば、教えていただきたいと思います。例えば、否認事件であれば、犯人かどうかというところについて、弁護士のこういうところを肯定的に捉えられた、もしくは、量刑が争点の事件であれば、弁護士がこういうことを被告人、証人に聞いていたとか、もし何か具体的なエピソードがあれば教えていただきたいと思います。

2 番

弁護人というだけあって、やっぱり被告人がどういう状況だったとか、どういう心境だったかというのを本当によく考えながら発言をされていたという印象はすごくありました。もちろん、やってしまった罪に関しては、弁護人の方もそれなりに認めてはいらっしゃるんでしょうけれども、こういうことがあったから、こういうような内容だったからとか、この被告人にはこのような考えがあったんだとか、こういうふうな思いがあったんだとか、そういうことを表に出しながら話をしてくれるので、情に訴えるじゃないんですけども、人間的に見ることができるといえるんでしょうか、被告人に対して人間的な見方ができるというのが、私としては見た中で一番分かりやすかったかなと思います。

司会

被告人質問で、被告人がどうしてこういう事件に関わることになったかとか、あるいはどういう心情だったのかということをごきちんと弁護人の方でまとめておられて、被告人自身に語らせることができていましたか。

2番

はい、まとめてくださって、できていたと思います。そういうところが見られて、こういうのが弁護士なんだなというのが分かりました。被告人のこともよく理解できました。

司会

他の方はいかがですか。弁護士の活動で特に印象に残ったことはありませんか。

5番

目立ってこれが良かったなというのは、特にはなかったです。

司会

8番の方は、難しい事件だったですけれども、大変な事件で弁護人も苦労されているというのが伝わってきましたか。

8番

弁護士の方は、質問をされるときに、時系列ではなくて、いろんなところに話が飛んでしまうんです。検察官は、時間に沿って話をして、戻るときには、ちょっと戻りますねと言って確認をしてくださるんですけれども、弁護士の方は、行ったり来たりが頻繁過ぎて、結局追っていけないんです。あれれ、いつの話だっけ、というところで、途中で聞くのが嫌になっちゃうというか、結局何を聞きたいのかが分からなくなってしまうので、さっきも同じこと聞いたよねとか、そんな風を感じた方もいらっしゃいました。

司会

次に、評議では十分に議論できたかを伺っておきたいと思います。判決という結論を出すに当たって、きちんとな必要な時間をかけて議論すべきことは議論をし

て、評議がきちんできたかどうかについてお伺いしたいと思います。

1 番

私は、十分に評議できたと思いました。

司会

特に雰囲気が悪かったとか、裁判官の議論の進め方に問題があったとか、そういうことはありませんでしたか。

1 番

いえ、特にはないです。私自身、物事を理解するのに時間が掛かるんですけど、そういったことも恥ずかしくなく聞ける雰囲気がありましたので、特に問題はなかったです。

司会

疑問点も解消できて、御意見もしっかり言えましたか。

1 番

はい。

2 番

十分に議論する時間はあったと思います。どういうふうにしたらいいかとか、量刑検索システムで過去の事例と照らし合わせたり、いろんな資料を見させていただきながら進めさせていただきまし、ちょっと論点がずれ始めたなとなりますと、裁判長や裁判官が、そこじゃなくて、今やらなきゃならないのはこういうところの議論だよとか、こういうことだということをちゃんと丁寧に教えてくださいだったので、十分にまとまった審理、議論もできましたし、それに対して全員が納得できるような答えが出せたんじゃないかなと思います。その点はすごく良かったと思います。

司会

裁判官の突っ込みには、無理なところはなかったですか。

2 番

多少厳しく言われるところもありましたけれども、というのは冗談として、的確な指示をいただいたので、我々も本当に間違える、間違えないということではなくて、自分の中で納得のいく議論もできましたし、結論も出せたんじゃないかなと思います。

3番

私も、評議は十分にできたと思っております。それぞれが何の疑いもなくいろいろなことを言いまして、裁判長からちょっと論点がずれているよって言われたり、そういった部分もありましたけれども、量刑検索システムを見せていただいて、このくらいのことしたら、このくらいの刑になっていたんだとか、そのとき初めて知ることができました。最初は、量刑をどうやって決めるのかがやはりまるで分かりませんでしたので、そういったシステムを見せていただいて、理解できました。あと、最終的には多数決で決めるんですけども、どちらかに裁判官が入っていなければいけないとか、そういったことも初めて知ることができました。いろんな意味で、裁判というものに参加させていただいて、すごく良かったと感じましたし、議論も十分にし尽くしたと思っております。

4番

私も、最初から最後まで皆さんと一緒にちゃんと評議ができたと思っております。
司会

雰囲気とか進め方にも問題はありませんでしたか。

4番

本当に皆さんの雰囲気が和やかで、仲良く十分に評議ができたと思います。

5番

私も、十分に議論ができたと思っております。量刑を決めるに当たっても、量刑検索システムを見せていただいて、こういった傾向の事案だということも理解できましたし、話しにくい雰囲気だとか、そういったものも全くありませんでしたので、良かったと思っております。

6 番

評議では、結果的には十分に議論ができたと思います。自分としては、途中で、こんなペースでやっていて日程通りに終わるのかなとちょっと不安になって、確か、裁判長に大丈夫ですかなんていう話をしたら、ここまで来れば、というようなお話もありましたので、そんなにぶれることもなく、十分議論してみんなで最終的な結論を出せたというふうに思っています。

7 番

私も十分に議論できたと思います。裁判員の方は比較的感情に流されて、話がちょっと別の方向に行きがちだったのですが、それを違っているということをいつも気付かせてもらって、正しく議論できたかなとは思いました。

司会

議論すべきことはきちんと議論できていましたか。

7 番

はい。

8 番

私も十分に議論できたと思っています。選ばれた裁判員の方、補充裁判員の皆さんが、自分の確認したいことや意見もしっかり出したりして、分からないことがあれば、確認すると裁判長や裁判官が教えてくださったので、分からないながらもこういうことなんだと理解しながら、自分の意見を伝えることもしっかりできたのかなというところも含めて、十分に議論できたと感じました。

司会

8 番の方の事件は、多くの事件をいくつかのグループに分けて、中間的な評議、話合いも何回かに分けて行いましたが、あのやり方で良ろしかったですか。

8 番

私としては、それで良かったかなと思います。

司会

それでは、最後になりますが、これから裁判員裁判に参加される方に対してのメッセージを頂ければと思います。今後も甲府地方裁判所で裁判員裁判に参加していただく山梨県民の方がいらっしゃる訳ですし、皆様方の周りの方で、裁判員裁判の候補者に選ばれたということで、皆様にアドバイスを求められる方がもしかしたらいらっしゃるかもしれません。そういう方に何か伝えるとしたら、どういふことを伝えたいのかということについてお伺いしたいと思います。1番の方はいかがですか。

1番

私は、法廷で緊張してしましまして、被告人や証人に質問はできませんでした。その代わりに、隣にいる裁判官が質問をしてくださいますので、私と同じような思いを持たれる方に対しても、裁判官が代わりに質問をしてくださるので、安心して裁判員を引き受けていただければと思います。

2番

私は、最初も申し上げたとおり、最初は不安だったんですけども、実際に裁判員をやってみたら、思ったよりも和気あいあいとした感じと言うとおかしいんですけども、気持ちが沈むことなく、明るい感じで進めることができましたし、今まで司法について分からなかったことも、多少なりとも分かったんじゃないかなと思います。参加することによって、自分の考え方や、今まで考えていたことが変わることもありますし、迷っている方や、不安に思っている方は、是非参加してみた方がいいと思います。私は、参加して良かったと思っています。

3番

私も、参加させていただいて、大変良かったと思っております。今後裁判員に選ばれた方にも、是非参加していただきたいなというふうに思っております。やはり、いろんな方たちが参加することで、いろんな意見、いろんな見方というのが出てきて、プロの方たちではなく、普通の暮らしをしている人たちの普通の意見というのが聞けるというのが、裁判員制度の一番の利点ではないかと思っています。

ので、本当に広く皆さんの参加というのを期待したいと思います。もし選ばれましたら、私も見ましたが、裁判所から送られてくる漫画とか、DVDとか、そういったものもやはり一読しておかれると良いかなと思います。あと、私はしなかったんですけど、時間があるようでしたら、1回ぐらい裁判を傍聴しておく、流れというものが分かるかなと思います。私も、実際の流れというのが全然分からずに入ってしまったので、裁判を1回でも傍聴していれば、もうちょっと違う見方や考え方、意見の出し方というのができたのかなと思っておりますので、そういったことをアドバイスしたいと思います。

4番

最初のうちは、裁判員に選ばれたことも周囲に話してはいけないと聞いていたんですが、裁判所に伺ったときに、事件の内容的なことはいけないけれども、それ以外のことは最終的にはお話ししていいんですよと言われて、その時点ですごく気が楽になりました。話してはいけないことはお話ししませんけれども、裁判員にならせていただいたということを、お話できる方にはお話しさせていただいています。最初は、私も不安だったんですけど、裁判官の方たちが一緒に最後までフォローしてくださるので、最後には本当に何の不安もなく終わらせていただいたということを今はお話しさせていただいています。良い体験をさせていただいて、ありがとうございました。

5番

立候補してできる役ではないですし、自分自身の成長とか考え方の違いにも影響してくるかなと思いますので、選ばれた方には是非参加していただきたいなと思っています。自分は、参加して良かったなと思っています。

6番

いろんな不安も知識不足から来ることであるとは思いますが、やはりお金を払ってできる体験でもありませんので、勇気を持って参加していただければと思います。

7 番

いろいろ不安だと思うんですけども、一人の意見で判決が決まる訳じゃないので、どんどん発言をして、前向きに捉えて、どんどん参加してほしいと思います。私は、裁判が終わった後、あなたの参加した裁判の逮捕者がまた出たねとか、周りの方に話し掛けられるようになったので、きっと良い影響が周りにも残ると思います。

8 番

選ばれたら選ばれたで、と思ってはいましたけども、選ばれてみると、どうせ選ばれないだろうなという気持ちが根底にあったのかなと思いました。よく分からないから、嫌だな、面倒くさいな、怖いなというような感情が多分あるかと思うんですけども、分からないから不安だと思う皆さんの気持ちをちょっと取り除いて、一度足を踏み入れてみてくださいと、やっぱり実際に経験してみて、是非参加してみてくださいと伝えたいです。

司会

ありがとうございました。

では、本日御出席されている検察官、弁護士の方から更に質問があれば、いかがでしょうか。何かございませんか。

検察官

大丈夫です。

弁護士

大丈夫です。

司会

裁判官からはいかがですか。

裁判官

結構です。

司会

それでは、この場におられる報道関係者から質問していただきたいと思います。

報道関係者

代表で質問させていただきます。裁判員の辞退率の高さが問題になっていると思うんですが、皆さんが裁判員を経験されて、これから辞退率を下げていくためにはどういう制度が必要になると思われましたでしょうか。

3番

制度と申しますか、私たちが関わった裁判には、若い方がいらっしやいませんでした。若い方の辞退率が高いのかなと思うんですけれども、例えば大学生とか、そういった方たちには裁判員になったら単位を上げるとか、何か御褒美ではないんですけれども、そういったものもちょっと考えてみていいんじゃないかなという気がするんです。やはり、若い方たちに参加していただきたいので、若い方たちが参加しやすくなるような、そういったことも考えたらいかがかなと思います。

2番

裁判所でも実際にやっていらっしやると思うんですけれども、例えば月に1回模擬法廷を開いて、一般の方に参加してみてもらって、実際の裁判ではこういうことやっているんですよと、体験してみてもらってはいかがかだと思います。やっぱり、辞退したいというのは、裁判というものが分からないというところが主だと思うんです。若い方の参加率が低いということであれば、不特定多数を対象にするのではなくて、中学生や高校生ぐらいの方を学校単位で招いてやったりとか、大学でも、例えば法学を専攻している方のグループ単位でやったりとか、企業の中でやってみたい方たちを集めたりとか、そうした方が理解がもっと深まると思うんです。ホームページで待っているだけではなくて、こういうことをやっていますよと各方面に通知を出したり、受け身ではなくて、もっとオープンにするほうが分かりやすいのではないかとはい思います。それでも辞退されてしまえば、そういうものかも知れませんが。

司会

ありがとうございます。裁判所では、小学生からの模擬裁判や、模擬評議、あるいは、皆様方にもチラシをお配りしたと思いますが、出前講義という形で裁判員裁判の広報に出向くこともやっていますし、学校の関係では、法廷を傍聴していただいたりとか、傍聴された後に裁判官が説明するとか、そういうこともやったりはしているんですけど、広報的な活動をもっと外に出していくような感じで、オープンにやったらどうかという御意見でしょうか。

2番

そうですね。分からない、見えないということが一番不安になると思っていますので。

報道関係者

ありがとうございます。次に、裁判の中で一番葛藤があったことや、難しかったことを教えていただけますでしょうか。

2番

私が一番悩んだのは、やはり量刑です。先ほども申し上げましたが、法律の素人、全く知識がない人間が決めて、本当にいいのかという葛藤はありましたけれども、いろんな方からの手助けがあったりとか、量刑検索システムを見たりですとか、いろんな話を聞いて、いろんな方の意見を聞いたりしながら最終的に決められたので、葛藤もあつたんですけど、この葛藤というのは最終的にはなくなります。残る方もいらっしゃると思いますけども、私はなくなりました。葛藤はありますけれども、最終的にはなくなって、やって良かったと思うようになると思います。

6番

実際こういった体験をするまで、どのように量刑が決まるのか知りませんでした。過去の事例を検索するシステムを使って、こういう犯罪を犯したときには懲役何年というような形で決められるというのは、裁判で初めて知ったんですけども、私が関わった事件では、被告人が自分の子供たちと同じような年代だった

り、被告人の御両親が自分と同年代だったりして、そういった中で決められた量刑というのは、実際のところこんなに重いんだという気持ちになりました。量刑のところでは、もっと軽い方が良いという意見の方もいたんですけども、被告人に対してかなり重い刑を決めたというところには、やはり葛藤はありました。

3番

確かに、量刑を決めるときには、葛藤はあったんですけど、私が携わった事件は、強盗致傷という事件でしたので、8番の方が携わったような重い事件とか、致傷ではなくて致死という事件でしたら、量刑を決めるときにどうだったかは分かりません。言葉の上であれば、無期懲役だとか、死刑という言葉は出せますけれども、本当にそういった判断ができるのかなと思います。ですから、葛藤があったかと聞かれば、当然あったんですけど、それは、自分が関わった事件の重さによっても大分違うのではないかなという気がします。ここは地方裁判所なので、控訴をすれば高等裁判所で審理されますけれど、地方裁判所で決まったことがかなりの比重を占めるのではないかということを考えると、刑の重さを考えることについては、事件の重大さや事件の内容で大分違うのではないかと思います。

8番

葛藤というのは特にはなかったんですけども、弁護人の方は無罪を主張していて、検察官と弁護人とが主張することが本当に両極端だったんですが、でも証拠や、これは本当にこうなのか、ああなのかとずっと議論してきて、その中で結論を出しました。先ほど2番の方がおっしゃっていましたが、葛藤のような感情はあったんですけど、最後には、これで良かったんだというところで結果的には落ち付くので、特には葛藤みたいな気持ちは残ってはいないです。

報道関係者

ありがとうございます。次に、裁判員を経験されて得られたものについて教えてください。

4番

うまく言い現わせないんですけど、裁判が終わったとき、自分の人生の中で、こんなに楽しい人生があったのかなというような、気持ちにすごく変化がありました。裁判員に選ばれたということに対して、私としては、自分の人生の中で、本当に最高に素晴らしいものを得たのかなという体験をさせていただいています。

2番

4番の方が言われたように、本当にまず世界が変わります。今まで本当に縁遠いところだったものに対して、もっと身近に感じるようになりました。それと同時に、やっぱり参加したことによって誇りが持てます。こういうことに参加させていただいて、自分はこういうことに携われたんだという誇りを持つことができますし、参加する前とは違った形で、例えばニュースですとか、ああいったものに関して見るができるようになるので、展望が広がると思います。

報道関係者

ありがとうございます。代表質問は、以上になります。

司会

個別の質問は特にはございませんか。

それでは、これで意見交換会を終了させていただきますが、最後に、出席していただいた検察官、弁護士、裁判官の方から感想を一言述べていただければと思います。

検察官

本日は、貴重な御意見を聞かせていただき、誠にありがとうございました。本日お聞きした意見を持ち帰って検討して、更に分かりやすく充実した評議ができるような訴訟活動というのに努めていきたいと思っております。私個人としては、もし自分が裁判員になれる立場だったらやりたいなど、本当に1週間、2週間、もうちょっと長いこともありますけれども、別の仕事を経験して、また自分の仕事ができるというのはすごく良い経験だと私個人は感じておりますので、皆様からもそのような御意見が聞けて本当に良かったと思っております。本当にありがとう

ございました。

弁護士

本日は、どうもありがとうございました。話を頂いたように、なかなか弁護士それぞれの経験値などにも違いがあって、足りない部分が多いと非常に感じております。その中で、弁護士の活動の中で肯定的に捉えられるところがあったかという私の質問に対しても、あまり出てこないというのが実態だろうと思いますので、なるべく肯定的に捉えていただけるような所を少しでも増やしていけるように、弁護士それぞれが頑張っていくしかないのかなと、またそういったところを弁護士会全体でも共有して、より良い裁判員裁判にできればいいのかなと感じました。本日は、ありがとうございました。

裁判官

本日は、お忙しいところありがとうございました。皆様の感想の中で、事件のことや裁判所が身近になったということで、司法を身近に感じていただけるような機会になったという話を伺って、非常にうれしいと思っています。その他にも、体験した方ならではのいろいろな気付きのポイントを教えていただきましたので、裁判所の方でも検討させていただいて、裁判官と裁判員で協働をしながら良い結論を目指していくという裁判員裁判をしっかりと実現できるように、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、また皆様のお力もお借りできればと思っています。どうもありがとうございました。

司会

本日は、貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。これで意見交換会を終了とさせていただきます。これからの甲府地方裁判所の裁判員裁判に生かして参りたいと思います。本当にありがとうございました。